

東京都公報

発行

東京都

目次

規則

○都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局行政部政課）…一

○東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…五

雑報

○全国自治宝くじの発売（二件）……………（全国自治宝くじ事務協議会）…五

規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年八月十四日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三百三十八号

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例施行規則（昭和五十年東京都規則第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表国民健康保険事業助成費に係る被保険者数の項数値の算定の方法の

欄中「（全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）による改正前の国民健康保険法附則第六条に規定する退職被保険者及びその被扶養者を除く。）」を削り、同表年度支払額の項数値の算定の基礎の欄1中「決定」及び「を決定」、「に改め、「第五百九十号総務局長決定」の下に「及び令和七年度特別区都市計画交付金交付要綱（令和八年一月十四日七総行区第五百十六号総務局長決定）」を加える。

第五条第三項の表二の部2の款(2)の項中「密度補正」を削る。

第六条第五項の表投資的経費の部民生費の款老人福祉費の項中「~~（環境整備費）~~」を「~~（環境整備費）~~」に改める。

第七条の表一の部1の款(1)の項中「〇・八〇八」を「〇・八八九」に、「〇・八九七」を「〇・九四八」に、「一・一一五」を「一・〇七四」に、「一四・六七九」を「八・六九六」に改め、同款(2)の項中「〇・五〇一」を「〇・五〇〇」に改め、同表二の部1の款(1)の項中「〇・八四七」を「〇・八四〇」に、「七八・七一一八」を「七八・四八九」に、「四三・二八二」を「四三・一四五」に改める。

第十二条を削る。

第十二条の二の見出し中「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第一項中「の種別割（以下「軽自動車税種別割」という。）」を削り、「~~（環境整備費）~~」を「~~（環境整備費）~~」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」を「前条第二項」に改め、同条を第十二条とする。

第二十条を削り、第二十一条を第二十条とし、第二十二条を第二十一条とする。

第二十三条中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条を第二十二条とする。

第二十四条中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十五条を第二十四条とする。

附則第二項中「10289196」を「10368854」に改める。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 令和八年度に限り、都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例の一部を改正する条例（令和八年東京都条例第六十三号。以下「令和八年一部改正条例」という。）附則第二項により読み替えられた条例第十二条第二項の表二の二の項に規

定する地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税の環境性能割（以下「令和八年改正前の軽自動車税環境性能割」という。）に係る東京都規則で定めるところにより算定した額は、前三年度に納付された、又は納付されるべきであつた税額とする。

5 令和八年度に限り、条例第十二条第二項に規定する基準財政収入額のうち、前項の令和八年改正前の軽自動車税環境性能割に係る額は、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\frac{A+B+C}{3} \times \frac{2}{12} \times 1.19928 \times 0.85$$

算式の符号

A 前年度の令和八年改正前の軽自動車税環境性能割の現年度分及び過年度分の調定額

B 前前年度の令和八年改正前の軽自動車税環境性能割の現年度分及び過年度分の調定額

C 前前前年度の令和八年改正前の軽自動車税環境性能割の現年度分及び過年度分の調定額

附則第七項を次のように改める。

7 令和八年度に限り、令和八年一部改正条例附則第二項により読み替えられた条例第十二条第二項の表二の項に規定する軽自動車税に係る東京都規則で定めるところにより算定した額は、前三年度に課税された、又は課税されるべきであつた軽自動車税種別割（地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三章第三節に規定する軽自動車税種別割。以下「令和八年改正前の軽自動車税種別割」という。）の税額とする。附則第八項中「令和四年度」を「令和八年度」に、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に、「第十二条の二」を「第十二条」に、「の軽自動車税種別割」を「の令和八年改正前の軽自動車税種別割」に、「平成二十八年改正前の軽自動車税」を「令和八年改正前の軽自動車税種別割」に、「掲げる軽自動車税種別割」を「掲げる軽自動車税」

に改める。

別表第一経常的経費の部議会総務費の項中「0.665」を「0.636」に、「0.335」を「0.364」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「0.932」を「0.930」に、「0.068」を「0.070」に改め、同款老人福祉費の項中「0.949」を「0.910」に、「0.051」を「0.090」に改め、同款生活保護費の項中「0.934」を「0.933」に、「0.066」を「0.067」に改め、同款児童福祉費の項中「0.867」を「0.874」に、「0.133」を「0.126」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.901」を「0.902」に、「0.099」を「0.098」に改め、同部衛生費の項中「0.826」を「0.840」に、「0.174」を「0.160」に改め、同部清掃費の款清掃総務費の項中「0.618」を「0.615」に、「0.382」を「0.385」に改め、同款収集作業費の項中「0.835」を「0.811」に、「0.165」を「0.189」に改め、同款収集車両費の項中「0.847」を「0.846」に、「0.153」を「0.154」に改め、同款処理処分費の項中「0.932」を「0.934」に、「0.068」を「0.066」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「0.445」を「0.442」に、「0.555」を「0.558」に改め、同款産業経済費の項中「0.788」を「0.782」に、「0.212」を「0.218」に改め、同部土木費の款都市整備費の項中「0.771」を「0.773」に、「0.229」を「0.227」に改め、同款道路橋りょう費の項中「-0.025」を「0.385」に、「1.025」を「0.615」に改め、同款公園費の項中「0.575」を「0.570」に、「0.425」を「0.430」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「超える数 1.000」を「超える数 0.999」に、「0.000」を「0.001」に改め、同款中学校費の項中「18校を超えない数 1.000」を「18校を超えない数 0.995」に、「18校に満たない数 0.000」を「18校に満たない数 0.005」に改め、同款その他の教育費の項中「0.572」を「0.611」に、「0.428」を「0.389」に、「0.712」を「0.534」に、「0.288」を「0.466」に改め、同表投資的経費の部土木費の款道路橋りょう費の項中「0.922」を「0.890」に、「0.078」を「0.110」に改め、同部教育費の項中「0.675」を「0.579」に、「0.325」を「0.421」に、「0.351」を「0.352」に、「0.649」を「0.648」に改める。

別表第二経常的経費の部議会総務費の項中「0.014」を「0.016」に、「0.985」を「0.983」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「0.972」を「0.937」に、「0.841」を「0.845」に、「3.097」を「2.984」に、「0.986」を「0.987」に改め、同款老人福祉費の項中「0.863」を「0.826」に、「0.107」を「0.145」に、「24.778」を「24.641」に改

め、同款生活保護費の項中「1.281」を「1.260」に、「0.930」を「0.922」に、「0.274」を「0.293」に、「9.835」を「9.944」に、「0.456」を「0.459」に、「0.453」を「0.507」に、「0.152」を「0.156」に、「0.066」を「0.067」に改め、同款児童福祉費の項中「0.663」を「0.683」に、「0.314」を「0.294」に、「0.085」を「0.082」に、「0.931」を「0.937」に、「2.407」を「2.318」に、「0.902」を「0.908」に、「0.468」を「0.441」に、「0.986」を「0.987」に、「0.529」を「0.636」に、「0.820」を「0.784」に、「13.200」を「12.681」に、「0.868」を「0.873」に、「0.088」を「0.110」に、「0.970」を「0.963」に改め、同部衛生費の項中「0.856」を「0.791」に、「0.956」を「0.959」に改め、同部土木費の項中「4.682」を「2.683」に、「0.081」を「0.473」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0.652」を「0.709」に、「0.877」を「0.867」に改め、同款中学校費の項中「1.065」を「1.162」に、「0.803」を「0.785」に改め、同款その他の教育費の項中「11.52」を「11.18」に、「0.948」を「0.954」に、「29.58」を「31.56」に、「0.968」を「0.960」に改め、同表投資的経費の部民生費の款老人福祉費の項を削り、同部土木費の項中「11.317」を「11.273」に、「25」を「24」に、「22」を「21」に、「175」を「180」に改める。

別表第三経常的経費の部議会総務費の項中「9.592」を「10.294」に、「0.049」を「0.039」に、「12年間」を「13年間」に、「542,085,287」を「553,847,850」に、「40,849」を「39,501」に、「347,972,129」を「355,564,566」に、「425,617,392」を「434,877,880」に、「464,440,023」を「474,534,536」に、「632,671,427」を「646,380,049」に、「671,494,058」を「686,036,706」に改め、同部民生費の款社会福祉費の項中「3,706,091」を「3,916,513」に、「16,286」を「16,801」に改め、同款老人福祉費の項中「74,132」を「76,692」に改め、同款児童福祉費の項中「1,532,350」を「1,529,190」に、「1,929,630」を「1,961,540」に、「2,639,340」を「3,124,360」に、「4,669,340」を「5,327,680」に、「164,272」を「179,346」に、「225,410」を「233,070」に、「282,410」を「297,120」に、「255,990」を「286,890」に、「493,030」を「547,310」に、「12,747」を「13,228」に、「315,530,558」を「329,258,969」に、「8,900」を「10,840」に、「11,809,156」を「12,293,278」に、「1,645,486」を「1,790,861」に改め、同款国民健康保険事業助成費の項中「0.5304」を

「0.5620」に、「0.6050」を「0.5924」に、「0.2657」を「0.2848」に、「0.9924」を「0.9925」に改め、同款後期高齢者医療制度事業助成費の項中「0.0588」を「0.0630」に、「0.9495」を「0.9469」に、「0.0503」を「0.0542」に改め、同部衛生費の項中「44,787」を「45,913」に、「9,025,470」を「8,824,350」に、「10,708」を「12,124」に、「13」を「12」に、「補正Ⅳの算式」を「補正Ⅳの補正係数」に、「1,006」を「1,005」に、「1,011」を「1,010」に、「1,017」を「1,015」に、「1,022」を「1,020」に、「1,028」を「1,025」に、「1,033」を「1,030」に、「1,039」を「1,035」に、「1,044」を「1,040」に改め、同部清掃費の款収集作業費の項中「5,761」を「6,165」に改め、同款収集車両費の項中「1,591」を「1,661」に改め、同款処理処分費の項中「2,899」を「3,000」に改め、同部経済労働費の款生活経済費の項中「50,713,860」を「52,640,990」に、「474」を「480」に改め、同款産業経済費の項中「11,780,753」を「12,312,711」に、「174」を「172」に、「5,620,800」を「5,580,000」に、「59,314」を「60,167」に、「179,884」を「442,588」に、「農業世帯の数と、漁業セツサス(令和5年11月1日現在)による当該特別区の区域内の漁業世帯の数を合算した数」を「経営耕地のある農業世帯の数」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「3,407」を「3,669」に、「2,678」を「2,802」に改め、同款都市整備費の項中「1,166」を「1,216」に改め、同款道路橋りょう費の項中「2,228,000」を「2,301,000」に、「78」を「135」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0.0500」を「0.0454」に、「0.1697」を「0.1535」に、「0.1864」を「0.1679」に、「0.5939」を「0.6332」に、「73,706,365」を「76,331,535」に、「87,197,070」を「90,436,897」に、「116,498,502」を「134,306,415」に改め、同款中学校費の項中「0.0182」を「0.0175」に、「0.1253」を「0.1204」に、「0.1991」を「0.1904」に、「0.6574」を「0.6717」に改め、同款その他の教育費の項中「0.533」を「0.539」に、「0.467」を「0.461」に、「1.142」を「1.110」に、「1.283」を「1.219」に、「1.425」を「1.329」に、「1.566」を「1.438」に、「1.708」を「1.548」に、「1.849」を「1.657」に、「1,038,390」を「1,073,380」に、「1,457,330」を「1,526,330」に、「6,695」を「6,895」に、「194,920」を「209,660」に、「269,380」を「293,610」に改め、同部その他の諸費の項中「8,433」を「8,379」に改め、同表投資的経費の部民生費の款老人福祉費の項中「1.037」を「1.041」に、「1.021」を「1.023」に

「10,018」を「14,929」に改め、同款児童福祉費の項中「1,037」を「1,041」に
「1,021」を「1,023」に改め、「604」を「661」に改め、「36,228,125」を「39,608,943」に
「34,389」を「50,604」に改め、「0,555」を「0,552」に改め、「0,445」を「0,448」に
「138,611」を「151,611」に改め、同部衛生費の項中「756」を「825」に改め、同部清
掃費の項中「617」を「467」に改め、同部土木費の款建築公害費の項中「1,463」を
「1,602」に改め、同款都市整備費の項中「226」を「219」に改め、「、防災生活圏促
進事業」及び「、都市再生総合整備事業」を削り、同款道路橋りょう費の項中「175」
を「180」に改め、同款公園費の項中「0,332」を「0,336」に改め、「0,668」を「0,664」に
「1,864」を「2,105」に改め、同部教育費の款小学校費の項中「0,2476」を「0,2303」に
「0,7524」を「0,7697」に改め、「508,600」を「549,200」に改め、「90,359,500」を
「98,314,500」に改め、「322,535,600」を「350,930,800」に改め、「107,981,500」を
「113,021,700」に改め、「31,500」を「38,400」に改め、「57,000」を「62,000」に
「2,037,400」を「2,216,800」に改め、「288,200」を「324,900」に改め、「630,585,000」を
「681,979,500」に改め、「401,314,500」を「428,044,500」に改め、「175,375,000」を
「188,450,000」に改め、「59,950,000」を「62,650,000」に改め、「15,050,000」を「18,350,000」
に改め、「241,684,656」を「267,942,850」に改め、「66,420,900」を「72,610,500」に
「301,618,600」を「328,172,400」に改め、「90,041,000」を「94,243,800」に改め、「86,245,400」
を「93,838,300」に改め、「285,450,000」を「308,715,000」に改め、「181,665,000」を
「193,765,000」に改め、「514,400」を「559,800」に改め、「77,165,000」を「82,918,000」に
「26,378,000」を「27,566,000」に改め、「6,622,000」を「8,074,000」に改め、同款中学校費
の項中「0,2506」を「0,2334」に改め、「0,7494」を「0,7666」に改め、「508,600」を
「549,200」に改め、「115,544,600」を「125,716,800」に改め、「301,618,600」を「328,172,400」
に改め、「90,041,000」を「94,243,800」に改め、「31,500」を「38,400」に改め、「57,000」を
「62,000」に改め、「2,037,400」を「2,216,800」に改め、「288,200」を「324,900」に改め
「590,622,000」を「638,759,400」に改め、「375,881,400」を「400,917,400」に改め
「210,450,000」を「226,140,000」に改め、「71,940,000」を「75,180,000」に改め、「18,060,000」
を「22,020,000」に改め、「252,355,500」を「279,897,644」に改め、「519,000」を「561,300」に
「175,100」を「183,000」に改め、「228,774,000」を「248,934,000」に改め、「73,542,000」を

「76,860,000」に改め、「1,596,000」を「1,764,000」に改め、同款その他の教育費の項中
「0,684」を「0,680」に改め、「0,316」を「0,320」に改め、「576」を「629」に
「746,274,000」を「813,716,000」に改め、「591」を「643」に改め、「214」を「235」に
「1,684」を「1,841」に改め、「1,092,209,230」を「1,185,244,220」に改め、「0,517」を「0,518」
に改め、「0,483」を「0,482」に改め、「127,811」を「140,811」に改め、「4,805」を「5,228」に改
め。

同表第四「第24条」を「第23条」に改め、

特別区民税に係る率	1.12581403
軽自動車税環境性能割に係る率	1.045528
軽自動車税種別割に係る率	1.0385139

を

特別区民税に係る率	1.155911565
軽自動車税に係る率	1.035694

に

「0,96039890007」を「1,00378624」に改め、「2,85285」を「1,4634574」に改め、「1,3250072」
を「1,10797403」に改め、「1,39340207」を「1,61480915」に改め、「69,287835」を
「69,287834」に改め、「84,141985」を「84,141991」に改め、

ゴルフ場利用税交付金に係る率	1.11575
環境性能割交付金に係る率	1.27824176

を

ゴルフ場利用税交付金に係る率	1.0702
----------------	--------

に

「0,95789」を「0,8219297」に改め、「1,034489」を「1,052593」に改め、「1,0196634」を
「0,967796」に改め、「1,15297803」を「1,0664256」に改め、「1,106379」を「1,0872956」に改
め。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の都及び特別区並びに特別
区相互間の財政調整に関する条例施行規則の規定は、令和八年度の都及び特別区並びに

特別区相互間の財政調整から適用する。

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年八月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百三十九号

東京都重度心身障害者手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三百六十六万一千円」を「三百七十五万八千円」に改める。

第十一条中「その者が」を「その者を」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年十一月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都重度心身障害者手当条例施行規則第三条の規定は、令和八年十一月以後の月分の重度心身障害者手当の支給について適用し、同月前の月分の重度心身障害者手当の支給については、なお従前の例による。

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第百九十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月十四日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千二百二十六回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 一億二千万枚 三百六十億円
（三十億円を一単位（「ユニット」）として十二単位（「十二ユニット」）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

四 証券金額 開封式
五 証券型式 令和八年九月十六日から同年十月十六日まで
六 発売期間 令和八年十月二十六日
七 抽せん期日 令和八年十一月二日
八 当せん金支払開始期日
九 当せん金の額及び当せん数の等級 当せん本数
一等 二億円 一本
一等の後賞 一億円 二本
一等の組違い賞 十億円 九十九本
二等 一億円 二本
三等 百億円 十本
四等 一千万円 二万本
五等 三千万円 十万本
六等 三百円 百万本

計 百十二万百十四本

備考 一等の当せん金の額については、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

十 注意事項 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百九十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和八年八月十四日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第千二百二十七回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 五千万枚 百五十億円

（三十億円を一単位（一ユニット）として五単位（五ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

一枚三百円

開封式

令和八年九月十六日から同年十月十六日まで

令和八年十月二十六日

令和八年十一月二日

八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せん数の

等級 当せん本数

一等 当せん金 十本

一等の前後賞 二十本

二等 二十本

三等 四万本

四等 十万本

五等 百万本

計 百十四万五十本

備考

当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証券は、転売できない。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

